

## 河川審議会 - 専門部会の設置について（案）

### 1 専門部会の設置

武庫川水系の河川整備に関する事項（目標流量（治水安全度）、流域対策の実現性とその効果量、既存ダムの治水活用の実現性とその効果量、新規ダムの環境へ及ぼす影響等）の審議において、技術的、専門的な見地から検証を行うため、兵庫県河川審議会条例第8条第1項に基づき、治水及び環境部会を設置する。

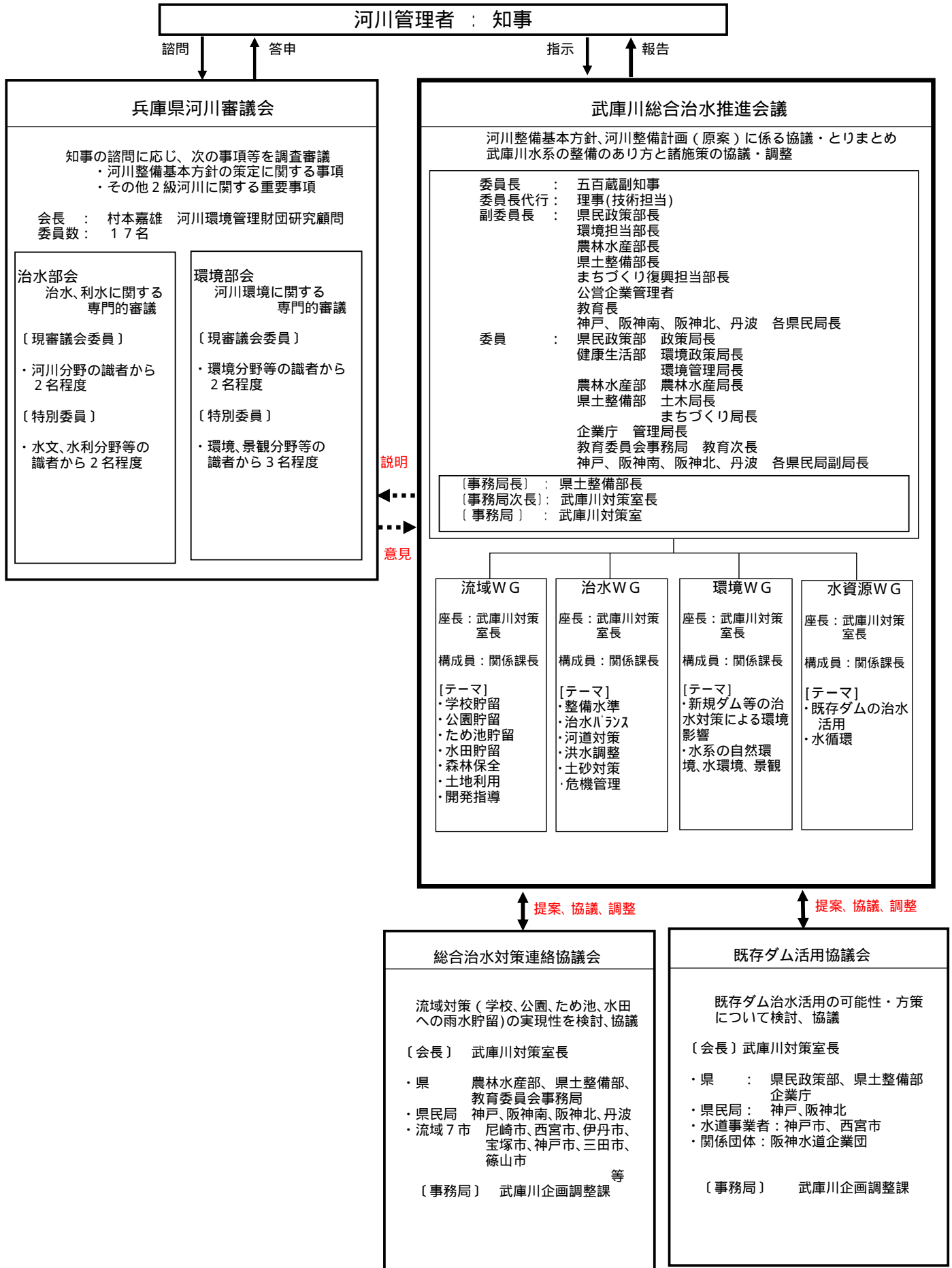
### 2 専門部会の構成員

- (1) 委員の人数は、現河川審議会委員2名程度に外部から特別委員2名程度を加えて検討を進める。
- (2) 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。  
(河川審議会条例第4条)
  - ・河川に関して学識経験を有する者
- (3) 部会に属する委員及び特別委員は、会長が指名する。  
(河川審議会条例第8条第2項)
- (4) 部会に、部会長を置く。  
(河川審議会条例第8条第3項)
- (5) 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。  
(河川審議会条例第8条第4項)

### 3 専門部会の進め方

- (1) 専門部会は平成18年度第1回審議会の承認を受け設置し、設置期間は当該案件を専門部会が審議会へ報告し、審議会の答申まとめまでとする。
- (2) 部会は適宜開催することとし部会長が召集する。また、非公開とする。
- (3) 部会での審議内容のうち中間とりまとめ等については、部会長の判断で議決することができる。

武庫川水系の総合的な治水対策 推進体制



# 河川整備基本方針・河川整備計画作成に向けた取り組み

## 1 推進体制の整備

### (1) 武庫川総合治水推進会議の設置

武庫川水系の河川整備基本方針・河川整備計画の策定や、諸施策に係る総合調整を図るため、副知事を委員長とする「武庫川総合治水推進会議」を設置する。

### (2) 武庫川対策室の設置

武庫川総合治水対策について、総合的見地から検討・検証を推進し、関連事業に係る庁内の横断調整を図るため、本庁に「武庫川対策室」を設置する。

### (3) 武庫川企画調整課の設置

武庫川流域委員会からの提言の実現性や効果を検証するとともに、武庫川峡谷の環境調査の実施、武庫川水系における河川整備基本方針、河川整備計画（素案）の作成等、武庫川治水に係る業務を専任で処理するため、県土整備部土木局に「武庫川企画調整課」を設置する。

### (4) 総合治水対策連絡協議会の設置

県関係部局、県民局、流域関係市からなる「総合治水対策連絡協議会」を設置し、流域対策の実現性を検討、協議する。

### (5) 既存ダム活用協議会の設置

既存ダムの治水活用について、各施設の管理者ならびに県関係部局からなる「既存ダム活用協議会」を設置し、各水道事業管理者等との協議、調整を行う。

### (6) 河川審議会専門部会の設置

武庫川水系の河川整備に関する事項（目標流量（治水安全度）、流域対策の実現性とその効果量、既存ダムの治水活用の実現性とその効果量、新規ダムの環境へ及ぼす影響等）について、技術的、専門的な見地から検証を行うため、河川審議会に治水及び環境部会を設置する。

## 2 環境調査の実施

新規ダムの環境課題について、武庫川流域委員会からの「新規ダムに係る環境問題について審議したが、なお長期にわたる解明が必要な検討課題が多く残されており、現段階では整備計画に位置づけず、次期整備計画へ向けての検討課題と位置付ける。」との意見を受けて、これまでの環境調査の補足調査や、新たな指摘事項についての調査を実施するとともに、環境保全対策の検討や貴重種の移植実験等を行うなど、新規ダムが環境へ及ぼす影響について説明できる資料を作成する。

## 武庫川水系河川整備基本方針・整備計画策定のながれ

